

## 審議事項(6)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

## 四半期会計基準専門委員会での検討状況(第14回)

## 1. 四半期会計基準案(たたき台)の主な変更箇所

四半期会計基準の目的

四半期個別財務諸表を開示する会社

注記事項(特定の項目を除き、基本的には、重要な変更や重要な変動の場合に記載)

## 2. 第2四半期以降に自発的な会計方針の変更を行う場合の対応

検討内容: 事業年度の(連結)財務諸表において、変更後の会計方針をいつから適用したものとするかとの関係で、四半期段階で遡及再表示するかどうかを整理する。

前提: 新たな会計基準の開発又は会計基準の改正の場合は、各々の会計基準の中で適用関係を明確にする形とし、作成者の判断による自発的な会計方針の変更のみを検討対象とする。

自発的に会計方針を変更するケース

## (1) 会計処理方法の変更例(当期純利益に影響を及ぼす会計処理法の変更)

減価償却方法や棚卸資産の評価方法を変更する場合

役員退職慰労引当金を新設する場合

工事完成基準を工事進行基準に変更する場合

## (2) 表示方法の変更例(当期純利益には影響しない会計処理法の変更)

営業外収益項目から売上高に計上区分を変更する場合

対応案

(1案) 会計基準の国際的なコンバージェンスの一環として調査研究を開始した過年度遡及修正の中であわせて整理する(事業年度の財務諸表について過年度遡及修正を行うこととなった場合には、四半期財務諸表にも適用する)。当面、現行の中間と年度で会計方針の首尾一貫性を欠く場合と同様の対応とする。

四半期段階で遡及再表示は行わない。

(理由)

- ・ 四半期段階での遡及再表示は、過年度遡及修正と同様、多くの会社において経理システムの大規模な見直しが必要となる。
- ・ 我が国において遡及修正の慣行がない中で、当該事業年度内という限定をにおいても、45日以内での開示期限のある四半期財務諸表に遡及修正を求めることは実務上の負担が重い。
- ・ 現行の証券取引法上の制度を前提とすると、翌事業年度の四半期損益計算書の比較情報として修正再表示後の四半期損益計算書を開示対象とす

## 審議事項(6)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

ることができるのか疑問である。

(2案) 事業年度の財務諸表では、当該事業年度の期首に会計方針を変更したという前提で、事業年度を通じて同一の会計方針を採用した形での開示を行う。実務上困難の場合を除き、四半期段階で遡及再表示を行う。

この場合には、翌事業年度における比較対象となる四半期財務諸表や公認会計士のレビューを含む制度開示面での対応の検討も必要となる。

(理由)

- ・当該事業年度の財務諸表の信頼性に関わる事項であり、事業年度を通じて同一の会計方針に基づき作成されるべきである。
- ・過年度遡及修正とは切り放して検討することが可能である。
- ・税法・会社法等の関係諸制度との関係を勘案する必要性は特段ないと考えられる。
- ・会計基準の国際的なコンバージェンスに資する。

(四半期会計基準案たたき台)

実務上困難な場合を除き、自発的に会計方針を変更した場合には、遡及再表示を行う。具体的には、累計情報では、その部分を反映した形で本体で開示し、同一事業年度の過去の四半期情報(3か月情報及び累計情報)は注記情報として開示することを提案。なお、1株当たり数値やセグメント情報の開示にも影響する。

また、翌年度の前年同四半期に係る情報は、遡及再表示後の情報を比較情報として開示する。

<イメージ図> 自発的に会計方針を変更した時期(サンプル)と年度財務諸表の関係

Q1	Q2	Q3	Q4	1案	2案
A	A	B	B	A + A + B + B	年間を通じてB
A	B	B	B	A + B + B + B	年間を通じてB
A	B	B	C	A + B + B + C	年間を通じてC
A	B	B	A	A + B + B + A	年間を通じてA

(注) A, B, Cは会計処理方法を示す。

### 3. その他の重要な懸案事項

- ・ 同一事業年度内に発生・発見した重要な誤謬の取扱い(修正再表示の是非。事業年度の財務諸表と四半期財務諸表の整合性)
- ・ 四半期損益計算書での3か月情報の取扱い
- ・ 注記情報のボリューム(記載項目、内容)

以上